

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定に基づき、静岡県知事と浜松市長が締結した「行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定の一部を変更する協定」の内容を同法第19条第5項の規定に基づき公告する。

令和元年9月27日

静岡県知事 川勝平太

行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定の一部を変更する協定

平成19年3月26日に静岡県（以下「甲」という。）と浜松市（以下「乙」という。）との間に締結した行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

別表の最下段の項の次に次のように加える。

国道150号 (遠州大橋)	磐田市掛塚字前新田から	甲 10分の9	静岡県 (甲)
	浜松市南区三新町字村下まで	乙 10分の1	

(附則)

- この協定は、令和元年9月28日から施行する。
- この協定を証するため協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和元年9月20日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝平太

(乙) 浜松市中区元城町103番の2
浜松市長 鈴木康友